

尾鷲市放課後児童クラブ配食事業委託仕様書

尾鷲市放課後児童クラブ配食事業委託仕様書

(総則)

事業者は、放課後児童クラブ配食事業（以下「事業」という。）の本旨により、利用児童の健康の保持促進並びに児童の属する子育て世帯の家事負担の軽減という重要な機能を果たしていることをよく認識し、市の指導及び助言の下に事業を遂行しなければならない。

(利用対象者)

市内の放課後児童クラブを利用する児童およびその保護者とする。

(利用者の申し込み方法及び事業者の対応)

本事業の利用を希望する者は、福祉保健課へ申請を行う。当課から申請者の希望する事業者に配食を依頼し、その依頼にて事業者は配食を実施する。

(実施回数)

事業者は、夏休み等小学校の長期休業期間において、毎週（月、火、水、木、金）のうち、利用者の希望する日程で実施する。

なお、4月、8月13日から15日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）、放課後児童クラブの指定する日については、休業とする。

(配食の種類)

配食の種類は昼食とし、その内容は主食、副食とする。

(配食に係る経費)

配食に係る経費については、利用者は尾鷲市放課後児童クラブ配食事業実施要綱に定める利用料を負担し、市は次に掲げる配食に要する費用から利用者負担分を差し引いた額（費用単価）に実施回数を乗じた額の合計額を委託料として支払うものとする。

利用単位	配食に要する費用	利用者負担分	費用単価
1回（1食）	650円	350円	300円

(献立)

献立については、下記のこと留意すること。

- ・栄養バランスを考慮し、塩分や糖分の摂取量等に注意すること。
- ・季節感を取り入れ、変化をつけること。
- ・食材料はできる限り国産、地場産の使用に努めること。
- ・児童たちの嗜好を考慮した内容にすること。

(配食時間)

配食時間は、利用児童の所属する市内の放課後児童クラブ（「わんぱくクラブ」又は「くれよん」）へ、概ね11時から正午の間を目安に配食できるよう努力するものとする。

事業者は盛りつけ後、できるだけ早く配食先に届けるものとする。

(欠食の対応)

利用者がやむを得ない理由により欠食を希望し、利用日前日の午後5時までに事業者に対して連絡があった場合は、欠食として対応するものとする。

ただし、利用者が期限までに欠食の連絡をせず、配食された場合の利用料は、利用者負担とする。

また、欠食期間が長期に及ぶと思われる利用者については、事業者は市に連絡するものとする。

(配食時の対処)

配食時において、事業者は必要に応じて、配食先である放課後児童クラブと協議のうえ、その場において適切な措置を講じたうえ、配食するものとする。

(配食中止の判断)

天災、その他特別な理由により配食が不可能と思われる場合は、事業者の判断において中止し、事業者は市及び利用者に連絡するものとする。

なお、この場合、利用料は生じないものとする。

(食事内容)

食事の内容は普通食を基本とし、利用児童の年齢に応じた食事を提供するものとする。

アレルギー対応については、行わないものとする。

(施設等の衛生管理)

事業者は、調理設備、食器等は常に消毒を徹底し、調理室は常に清潔に保ち、衛生上支障のないように保持する。

(身の回りの衛生管理)

調理従事者及び配達者は手洗いを励行し、常に身の回りの衛生管理を徹底すること。

(検便)

検便等健康診断については、事業者において適切に行うこと。

(検食の保存)

事業者は、国及び県の基準に基づき、食品の保存を適正に行なうこと。

(利用実績報告及び請求)

一日の業務終了後、管理責任者は、その状況を利用実績表に記入すること。
事業者は、利用者の利用の有無、利用状況等を台帳に整備すること。
当月分の利用実績報告書及び請求書を翌月10日までに福祉保健課に提出すること。

(食器の種類)

食器は使い捨て容器も可とする。

(食器の回収)

食器の回収は、原則として当日とする。
ただし、市および配食先である放課後児童クラブの職員と協議のうえ、その場において適切な措置を講じたうえ、回収を翌日以降とすることができるものとする。

(配達車輛)

配達車輛は事業者で用意し、維持費及び保険料等必要経費は事業者負担とする。

(配達中の事故について)

配達中の事故についての責任は事業者が負うものとする。

(食中毒事故責任)

事業者又は利用者の責により食中毒が発生した場合は、事業者又は利用者でそれぞれの責を負うものとする。

(疑義の決定)

この仕様書に定めのない事項及び、この仕様書に関し疑義の生じた事項については、市、事業者、双方協議の上決定するものとする。

暴力団等不当介入に関する特記仕様事項

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。